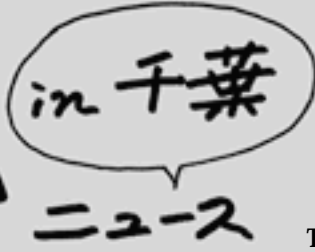


# STOP! ザ

# ハッ場ダム


やんぼ



in 千葉

ニュース

NO2 2005.8.12



TEL & FAX  
043-486-1363  
ホームページ <http://yamba.cool.ne.jp>

ハッ場ダムをストップさせる千葉の会 代表 中村春子・村越啓雄

## ハッ場ダム訴訟の意味するもの

千葉弁護士事務局長 中丸素明

### 動き始めたら止まらない「公共事業」

その根っこにあるのが大規模開発による巨大な利権です。とくに千葉県は、「金権千葉」が代名詞のようになっている程、金権・腐敗・汚職の土壤がはびこっています。私が携わった川鉄公害、住宅供給公社、三番瀬の埋立、産廃残土、そしてハッ場ダムをめぐる問題は、いずれもそうした構造から生まれたものです。にもかかわらず、この利権構造はそのまま温存され、相も変わらず巨額の「公共事業」が計画され強行実施されています。そのツケは、私たち住民はもちろん、子どもや孫たち、いやそれ以降の世代に押しつけられ続けるのです。本来ならば、行政自身が謙虚に反省し、抜本的な改革を行う義務があります。ところが、ぜんぜんそうになっていません。

### ハッ場ダム訴訟は「住民訴訟」の類型

この住民訴訟制度は、地方公共団体の財務会計上の違法な行為を防止するために、地方自治の本旨に基づく住民参政の一環として「住民自らの手によって違法の防止または是正をはかる制度」（最高裁の判例）です。数少ない直接民主主義に根ざした制度なのです。行政が自浄能力を失っている以上、住民自からがたちあがり、違法の防止と是正を求めるし

かない。私たちの訴訟の最大の目的と意義は、まさしくそこにあると考えています。あわせて、これまで行政に追随し、「お墨付き」を与える傾向が顕著にみられた司法の役割を根本的に改めさせ、私たちの手に取り戻す取組でもあります。

### 「ハッ場ダムをストップさせる！」

その一点で結集して、1都5県の住民の皆さんが手をとりあって裁判に立ち上がりました。かつてなかったようなスゴイことです。これからも越えなければならぬ壁は、たくさんあります。簡単なことではないでしょう。支援の方々も含めて、それぞれが初心を大切にしながら、立場を尊重し、汗をかき、知恵を出し合い、何よりも楽しくたたかいながら、運動を発展させることができれば、必ずや展望は切り開けると確信します。

## 1 都 5 県の裁判の状況

### ハッ場ダムをストップさせる千葉の会

千葉地方裁判所における第2回の裁判では被告側が中身の論議に入ることを確認することができた。第3回裁判（8月26日）では被告（県）から公金支出権限のしくみが明らかになるもの、水特事業の協定書の提出がされる。（次ページに続く）

# 8月26日（金）午前11時 千葉地方裁判所 に傍聴に行こう！

（集合：午前10時30分に千葉地裁玄関前）

# 遊休水利権

～権利の上に眠るものは保護されない～

～ダムに関する話 (第2回)～

〔逐条解説〕『河川法解説』(河川法研究会編)大成出版社(1994年)を読んだ。

河川法第23条(流水の占用の許可)「河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。」

第23条は、河川の流水の占用について規定しています。「流水の占用」の定義は、「ある特定の目的のために、その目的を達成するのに必要な限度において、公共用物たる河川の流水を排他的・継続的に使用すること」をいい、流水の量的占用を「水利使用」といい、流水のうちの一定量を取水して使用する権利を「水利権」といいます。

「水利権」というのは、法律上の呼称ではなく、流水占用権の一形態をさすものです。

第23条の許可により取得する「水利権」には、

- ① 安定水利権
- ② 豊水水利権
- ③ 暫定豊水水利権 があります。

このほか、第23条の許可を得たものとみなされる「みなし水利権」としての「慣行水利権」があります。

明治29(1896)年の旧河川法制定時に、川の水を使用していた者(主として農業用水)で、河川法の許可を受けた者とみなされた場合、これを「慣行水利権」といいます。

「慣行水利権」には、「内容が不明確」「見直しの機会がない」「取水の記録が残されない」などの問題がありますが、主に灌漑用水として、村落共同体の管理のもと、受益者全員の「総有」という特徴があるので、変更するのは難しいといわれています。



藤原 信:

宇都宮大学名誉教授。  
森林とダム問題にかけては比類無き第一人者。当会のご意見番的存在。著書に「なぜダムはいらないか」等多数。

「安定水利権」というのは「許可水利権」ともいい、ダムなどの水資源開発施設からの補給を受けて、安定的に取水することができます。

「豊水水利権」というのは、「豊水」(基準濁水流量等を超える余剰水)を取水の対象とする水利権のことをいいますが、河川に年間を通じて確保されていない不安定な流量を取水の対象としているので、原則として許可されません。

「暫定豊水水利権」というのは「暫定水利権」ともいいます。安定的な水源は確保されていなくても、水需要が増大するなどの社会的な要請に対して、川に水が余分にある時(豊水時)に限って、『必要な水源確保のための措置を早急に講じること(ダム事業に参画するなど)』を条件に、一時的(暫定的)に許可されるものです。不安定水利権ともいわれていて、ダムが完成して「許可水利権」になるまでの「つなぎ」です。

未利用水として「遊休水利権」があります。「遊休水利権」というのは、「流水の占用の許可を受けながら、その流水の占用を実行していない水利権」のことをいいます。

「水利権を実行しない者は、権利の上に眠る者である」ばかりでなく、河川の有効な利用を妨げる可能性が大きいので、水利権の存続を主張する正当な権利はありません。

千葉県未利用水(遊休水利権)は毎秒2.681立方メートルで、50万人分の水が使われていません。遊休水利権を転用すれば、暫定水利権の解消は可能です。「許可水利権を取るために無駄なダム事業に参画する」などという愚行をしないで済むのです。

## 八ッ場ダムをストップさせる茨城の会

6月14日に第3回の法廷が開かれ、原告団の1人、朝比奈晴子取手市議が「県南水道の日量2万トンの水あまり」を指摘した。この4月から阿見浄水場からよけいな水を引き取らざるを得なくなっている。この水を「責任引き取り水」と議会で呼んでいる。この水を「責任引き取り水」と議会で呼んでいる。朝比奈晴子さんは県南水道企業団議会議員でもあり、苦しい内部告発だったという。

## 八ッ場ダムをストップさせる栃木の会

栃木の会は、南摩・八ッ場・湯西川ダムを含めて訴訟しているが、八ッ場ダムから受ける栃木県の利益とはなにかを県に問責している。栃木県には未利用水利権もあり、宇都宮市では外部監査に指摘されて水需要を下方修正した。また湯西川ダム訴訟では鹿沼市長を被告にすることにし、いずれにしても水需要の妥当性と費用対効果の具体性を求めている。

## 八ッ場ダムをストップさせる群馬の会

前橋地裁の第3回裁判では、被告側準備書面提出後、原告弁護団の福田弁護士が「概要説明」を求め

た。被告代理人、伴弁護士は「治水、利水にどのようにお金を出しているかについて詳しく書面で述べた」と小さな声で弁明した。

## 八ッ場ダムをストップさせる埼玉の会

さいたま地裁の第3回裁判は、被告側が訴状に対して認否を求めたが10分で終わった。裁判長は本案の議論に早く入るようにと双方を促した。

## 八ッ場ダムをストップさせる東京の会

7月25日、東京地裁では、原告側の谷合弁護士が準備書面を読み上げ、続いて裁判長が、「今回は被告側から認否反論を行いますね？」と尋ねると、被告側弁護士は「認否とはどういう意味か？」

一連のやりとりの後、裁判長自ら、「実体審理（ダム不要論）の部分も含めての認否でかまわない。裁判の流れの中で、原因行為を全く問題にしないということはあり得ないでしょう」と明言した。

また被告を知事から、知事と課長に変更することについては裁判所と原告側弁護士が協議することになった。次回裁判は、10月5日（水）11時から。

# 法廷へのご案内

## 裁判はどんな風に進むのか

原告は、自分たちの主張は「訴状」にしてありますが、裁判官を説得するために、次々と自分たちの言い分を「準備書面」にして主張を展開します。被告は反対に、原告の主張は理由がない、誤りであるなどとその考え方を「答弁書」や「準備書面」にして反論を行います。事前に提出した書面を法廷で「陳述することによって、正規な裁判資料となりますので、法廷での「陳述」も大事な仕事です。こうした法廷での手続を「口頭弁論」と呼びます。大事件では、法廷での口頭弁論期日が10回、20回と繰り返されることが珍しくありません。

この口頭弁論手続で、原告と被告双方の主張が尽くされ、裁判所による主張の整理が終わると「証拠調べ」へ移ります。主として証人調べですが、難しい事件では裁判所の決定で専門家

による「鑑定」が行われること  
もあります。もともと、口頭弁  
論で準備書面を提出している時  
期であっても、事業計画書とか  
いろいろの文献、調査報告書と  
いった「書証」はいつでも出す  
ことができ、むしろ「書証」は  
この段階ですべて提出しておく  
ことが普通です。



このように、裁判の前半の進行は「準備書面」の作成に勢力が注がれます。この事件では、首都圏の水余りの事実、カスリン台風による出水と被害状況、現行河川改修計画の問題点、利根川や吾妻川の治水特性、ダムサイトの岩盤の危険性、湖水域の地すべり特性など、現場調査結果や、学者・専門家の協力の下に得た知見を基に準備書面を作成します。原告と弁護団の力量が試されるところです。（八ッ場ダム住民訴訟弁護団）

# ●イベントのお知らせ

## ★ 提訴1周年記念イベント

- ・ 日時：05年11月27日(日) 午後1時15分
- ・ 会場：南大塚ホール
- ・ 内容：ミニコンサートと藤田恵氏(国のダムを止めた村、木頭村元村長)の講演、各地の裁判の報告など

ぜひ、スケジュールに入れておいて下さい!

## ハッ場ダムをストップさせる千葉の会への入会のおさそい

・これから続く裁判を勝ち抜くためには、おおぜいの力が必要です。ぜひ千葉の会に入会していただき、継続的にご支援下さいますようお願いいたします。年会費は一口、一〇〇〇円(何口でも)です。会員の皆様には裁判期日やイベント情報などを掲載した会報をお届けする予定です。ハッ場ダムをストップさせるまで一緒にがんばりましょう!

※ 会費、カンパは左記の郵便局の振替口座へお振込みください。(通信欄には会費、カンパの別、また、連絡経費の軽減のためファックス番号やメールアドレスなどもご記入ください。)

振替 00120・5・426489

ハッ場ダムをストップさせる千葉の会

## 第2回裁判を傍聴して

ハッ場ダムを止めるための裁判の傍聴に行きました。生れて初めて裁判が目の前で見られるので、ワクワクドキドキでした。弁護士さんや傍聴の人たちがワラワラと入室し、待つうちにいつのまにか何条の何項がどうのこうのと始まりました。最後に次回裁判の日時が決まり、短時間で終わりました。大事なことを決めているわりには随分あっさりしているんだなと思いましたが、頂いた資料を見たり岩波の「ハッ場ダムは止まるか」を買って読んで読んで、これはとても大変なのだと思わためて思いました。

ハッ場ダム予定地はとても脆弱な地質であること、しかも今ダムは必要とされていないにもかかわらず50年前の計画を進めようとしていること、そのため約九〇〇〇億円という費用がかかること。いまなぜ必要とされないダムを造らなければならないのでしょうか。私に一体何ができるのでしよう。ダム水没予定地の方々のご苦労とお気持ち。そして余りにも厳しい現状に胸が痛みます。美しい吾妻渓谷の写真をしながら、今日も考え込んでしまっています。(三谷恵子)

### 【編集後記】

8/2 インドネシアのコトバンジャン・ダム被害者支援の会が市川市女性センターで開かれた。日本のODAでつくられたダムが、役に立たず現地住民を苦しめている実状が語られた。日本の裁判も進んでいる。こうした世界の問題とも連帯して進んで行きたいと思ったことだった。(HS)

## .....第3回裁判の期日決定!.....

日時：2005年8月26日(金) 11時~

場所：千葉地方裁判所 301法廷 (3階)



原告の意見陳述が行われます。多くの方が傍聴し、市民の関心の高さを示しましょう。裁判の後、説明会を開き裁判所でのわかりにくいやりとりを解説します。ダムに関連するビデオの上映も予定

場所： 弁護士会館 1時間くらい

内容： 弁護団からの説明、意見交換、各地の状況報告

集合：10時30分 千葉地裁玄関前 (千葉県千葉市中央区中央 4-11-27)

集合時間に遅れると入廷できない場合があります。ご注意ください。

JR 総武線・内房線・外房線千葉駅から徒歩 10分, 京成千葉線千葉中央駅から徒歩 8分